



# 地方自治体の財政の 健全化に関する法律

平成20年8月

行 財 政 改 革 課

# 健全化法設立の経緯

これらは、平成18年に当時の竹中平蔵総務大臣の下でまとめられた「地方分権21世紀ビジョン懇談会」において、「今までの地方財政再建促進特別措置法での再建は、「護送船団方式により形成された「国が何とかしてくれる」という神話が、財政規律の緩みにつながってきた面を否定できない。経営に失敗すれば、自治体も破綻という事態に立ち入るとい危機感を持つことが、地方財政の規律回復のために必要であるという指摘がある。」との認識のもと「自治体運営においては、何よりも住民サービスを継続することが重要であり、その意味でも、いわゆる破綻の意味するところを明確にし、透明な早期是正措置によりその事態を回避し、再生への道を明らかにすることが重要」との観点から「再生型破綻法制」の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきとされました。

また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006においても、「再建法制等も適切に見直す」とされ、これを受けて設立された「新しい地方財政再生制度研究会」において、

- ① 分りやすい財政情報の開示やその正確性を担保する手段が不十分
- ② 早期是正機能がない
- ③ 普通会計を中心とした収支(フロー)の指標のみで、ストック(負債など)の財政状況に課題があっても 対象にならない。
- ④ 公営企業にも早期是正機能がない

などの課題指摘がなされました。

その上で、地方財政の規律強化に向けた新たな地方財政指標の整備と財政悪化を未然防止する早期是正スキームの導入の提言や再生スキームの概要を示し、財政指標の整備・早期是正措置の導入とともに早期の制度導入を提言しました。

これを受けて、今回の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が出来ています。

# 健全化法による議会・監査の役割

健全化法第3条で、首長は、健全化判断比率と「その算定の基礎となる事項を記した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」とされています。

自治体における議会による決算のチェックや監査委員による決算審査は、執行部である首長部局に対する**牽制機能**であり、健全性や決算報告の正確性を担保されるなどの機能が期待されているものであり、民主主義における**ガバナンス(住民監視)の基本**ですので、自治体健全化法においても、その基本的な機能を担うものです。

※ ただし、決算と違うのは、議会の認定に付すものではなく、報告を行えば、足りるものです。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

## 健全段階

### ○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標  
→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

### ○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

### ○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
  - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

### <今までの制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

### 地方財政再建促進特別措置法

### ○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

- 公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

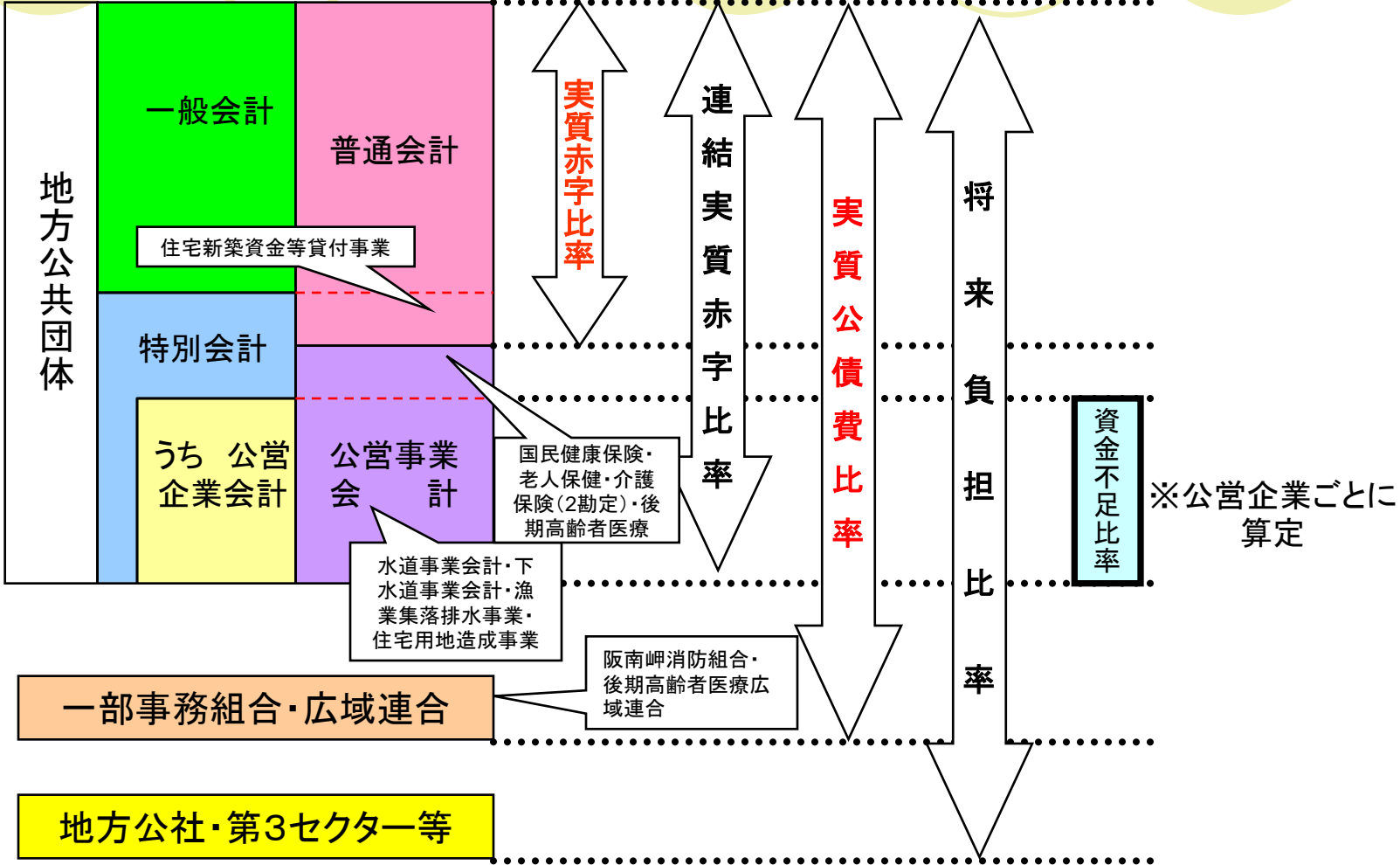
新しい法制

(健全財政)

今までの制度

(財政悪化)

# 健全化判断比率等の対象会計について



# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額: 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3カ年平均)

実質公債費比率

=

(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

将来負担比率

=

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金



$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

・資金の不足額: 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模: 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

## 早期健全化の基準( $\alpha$ )

次の4つの指標のどれか一つでも下記の早期健全化の基準( $\alpha$ )に達した場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を行わなければなりません。

- ① 実質赤字比率……15%から20%未満( $\alpha$ )
- ② 連結実質赤字比率…20%から30%未満( $\alpha$ )
- ③ 実質公債費比率……25%から35%未満( $\alpha$ )
- ④ 将来負担比率……350%以上( $\alpha$ )

## 財政再生基準( $\beta$ )

次の3つの指標のどれか一つでも下記の財政再生基準( $\beta$ )に達した場合は、「財政再生計画」を定め、国の管理下で確実な財政再建を行わなければなりません。

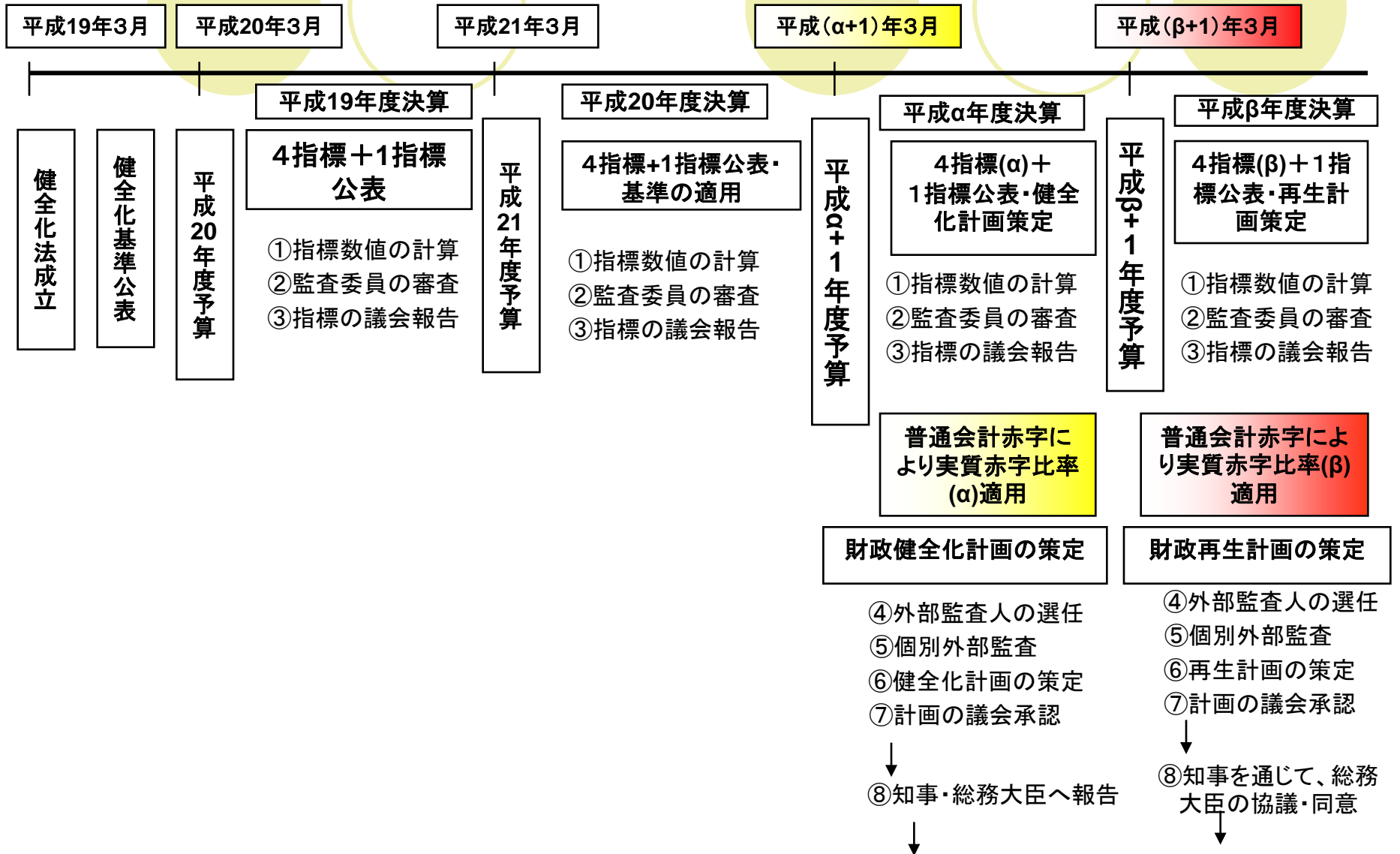
- ① 実質赤字比率……20%以上( $\beta$ )
- ② 連結実質赤字比率…30%以上( $\beta$ )  
(ただし、平成20年度は、40%以上 平成21年度は35%以上)
- ③ 実質公債費比率…35%以上( $\beta$ )

## 公営企業の経営の健全化( $\gamma$ )

公営企業については、地方公共団全体の財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に**企業ごとに財政指標の公表と早期健全化のための制度**が設けられています。

即ち、「資金不足比率」が20%以上( $\gamma$ )になった場合に、「経営健全化計画」を定め、議会の議決を得て、公表するとともに、総務大臣、都道府県知事へ報告することとなります。

# 今後の流れ



※ 改善に対する勧告を受ける

※ 国の管理下で再建を行う